

鳥栖市監査告示第 10 号

令和 6 年 4 月 17 日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 教育部 生涯学習課
2. 改善措置内容 別添のとおり

## 令和4年度定期監査結果に係る措置について

監査対象課	教育部 生涯学習課
-------	-----------

### 【注意・検討を求める事項】

#### ◆補助金等交付事務

##### ○社会教育関係団体等育成補助金について

当該補助金交付要綱に基づく補助対象経費の精査がされていない。

### 【措置内容】

指摘された事項については以下の通りの措置を行いました。今後も補助金交付要綱に沿った適切な運用を図り、補助対象経費や補助要件の確認、チェック体制を検証し、再発防止に努めてまいります。

##### ○令和3年度鳥栖市地域婦人連絡協議会補助金の返還金について

1. 令和3年度交付決定額 300,000 円に対し、実績報告書の補助事業等の経費精算額が 475,635 円であった。
2. 社会教育関係団体等育成補助金交付要綱において、その補助率は、1/2 としている。
  - ・本来、令和3年度の交付決定額は、 $475,635 \text{ 円} \times 1/2 = 237,817 \text{ 円}$ である。
  - 令和3年度交付金額 300,000 円 - 237,817 円 = 62,183 円 (超過交付額)
3. 超過交付額 62,183 円については、婦人会に連絡し返還を求めた。
  - ・令和6年3月15日付で返還金を受領した。

【調定番号 108230 令和3年度鳥栖市地域婦人連絡協議会返還分として】